

平成 30 年度意見第 3 号

平成 31 年 1 月 17 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により平成31年1月17日付で株式会社Crypto Garage 代表取締役 大熊 将人から提出された新技術等実証に関する計画に対する内閣総理大臣の見解（平成31年1月16日金総政第252号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

内閣総理大臣から提出された見解は、法第 11 条第 4 項の規定に照らし、適当である。

（以 上）